

船員保険（職務外疾病部門）適用除外該当・非該当届

【手続概要】

船員保険の被保険者が75歳に到達したこと等により、後期高齢者医療制度の被保険者となるため、船員保険の職務外疾病部門の適用除外に該当したとき、当該事実があった日から速やかに提出します。

※船員保険の職務外疾病部門の適用除外に該当したときとは、日本国内に住所がある被保険者が次のいずれかに該当し、後期高齢者医療制度の被保険者となった場合のことをいいます。

- ・ 75歳に到達したとき
- ・ 75歳未満の者が後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたとき

【添付書類】

1. 現在交付されている被扶養者の「船員保険 被保険者証」
2. 現在交付されている被扶養者の「船員保険 資格確認書」

※「船員保険 被保険者証」を添付できない場合は「船員保険 被保険者証回収不能届」を、「船員保険 資格確認書」を添付できない場合は「船員保険 資格確認書回収不能届」を添付し提出してください。

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参

※電子申請の対象届書ではありませんのでご注意ください。